

奨学生の推薦について

奨学生の選定は、専攻で責任をもってお願いします。

奨学生の推薦は、別紙の対象学生の推薦書と履歴書を事務局まで送付ください。

★推薦に関する注意事項

1) 給付

給付対象専攻に採択された翌年度から3年間、博士後期課程進学者の中から各年度中に1名ずつ奨学生を推薦することができます。奨学生には、月額20万円の奨学金を原則3年間給付します。

- ※ 奨学金の給付開始は入学月からとします。申請は入学月の2ヶ月前までに提出してください。期間内の申請がない場合は、辞退とみなします。
- ※ 3度目に推薦する学生が5月以降の入学の場合、修了月は支援期間の最終年度を過ぎますが、奨学金は最終月（36ヶ月目）まで給付されます。
- ※ 途中休学により給付の一時停止を希望する場合、学位取得の意思がある場合に限り、申請すれば1年を超えない範囲で給付を停止することができます。停止期間分は延長して奨学金を給付します。但し、一時停止の申請は1回限りとします。
- ※ 本奨学金は給付とし、返還は求めません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は奨学金の打ち切り、または理由によっては返還を求めることがあります。いずれの場合も、本人または代理者による辞退届の提出が必要になります。
 - ・月8万円以上相当の他の給付型奨学金の受給する場合
 - ・当該専攻の履修を中止した場合
 - ・正当な理由がなく、3年間で修了できない場合、又は修了できないことが予想される場合
 - ・その他奨学金を給付することが不相当と認められる場合

2) 給付対象学生

奨学金給付対象学生は、以下の全てに該当する者としてします。

- ・日系化学系企業への就職意思を有する者
 - ・月額8万円以上の他の給付型奨学金や政府からの支援を受けていない者
- 給付対象学生には、参加企業に対する研究活動報告等を行っていただきます。

3) 奨学金給付の辞退

奨学金給付学生の推薦提出後、当該学生が何らかの理由（例：他の奨学金の給付を受ける）で奨学金給付を辞退する場合は、**奨学金給付開始前に限り**、専攻在籍の他の学生を再推薦することができます。

奨学金給付開始後の奨学生の変更は認められません。（奨学金給付開始後、奨学金を辞退する場合は、当該学生の残りの給付期間については専攻への奨学金給付は行いません。）